

白山市監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成27年10月28日

白山市監査委員 北田 幸光

同 竹田 伸弘

- 1 監査の期日 平成27年10月26日（月）
- 2 監査の場所 市民交流センター4階 研修室B
- 3 監査の対象 秘書課、交通対策課、市民課、市民相談室及び教育総務課の所管に係る平成27年4月1日から同27年8月31日までの財務に関する事務執行。
- 4 監査の方法 財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
- 5 監査の結果 監査対象課の財務に関する事務の執行は、監査した範囲においては概ね適正に執行されていると認められた。